／周波数帯並びにこれらの主管庁内で交換する付加的な情報又は緊急事態に即した指示を含むデータベース[4]を構築したこと並びにそれを維持すること。

以下を決議し、

1　ITU-Rが、決議第55を考慮して、早期警報、災害予測、検知、軽減及び救援活動に関連する無線通信／ICTのこれらの側面についての研究を研究委員会を通じて継続すること。

2　無線通信局に関連する最新版の主管庁の連絡先情報並びに利用可能な場合には、緊急時及び災害救援活動のために使用する周波数又は周波数帯を伝えるよう、主管庁に対し奨励すること。

3　災害救援のための人道的支援介入の最初期の段階において前述の決議事項　2に示した最新版の情報を保持することの重要性を主管庁に対し繰り返すこと。

以下を無線通信局長に指示し、

1　タンペレ条約同様、決議第36（2010年グアダラハラ、改）及び第136（2014年釜山、改）双方の実施に向けた作業において主管庁を支援すること。

2　本決議と決議第646（WRC-15、改）との重複をできる限り少なくするための調整活動を行うこと。

3　連絡先情報を含む、及び任意情報としての使用可能な周波数を含む、緊急時に使用する主管庁からの情報により構成されるデータベース[5]を維持することにより、構成国の緊急通信に関する準備活動を継続して支援すること。

4　災害状況のために策定された運用手続に従って、主管庁、国内の規制当局、災害救援機関及び組織、特に国際連合緊急援助調整官によるデータベースへのオンライン接続を促進させること。

5　災害状況の発生時に使用するための標準的な運用手続及び関連の周波数管理実務手順の策定と普及について、及び国際連合人道問題調整部及び適切な場合にはその他の組織と協働すること。

6　必要に応じて、国連のWGET並びに国連の世界食糧計画（WFP）が率いる国連ETCの下で活動を行っている無線周波数及び無線標準化グループと協働すること。

7　ITUの他の二つの部門及び事務総局において、全ての関連する活動を考慮し、必要に応じて、協働すること。

8　本決議の進捗状況に関し、今後の世界無線通信会議に報告すること。

以下をITU無線通信部門に要請し、

決議事項１に従って、緊急時及び災害救援活動に適用することができる適切な周波数監理指針の策定及び維持の支援について、必要に応じて研究を継続すること。

以下を電気通信標準化局長及び電気通信開発局長に要請し、

矛盾のない首尾一貫した方策が、緊急時及び災害状況に対応する戦略の策定において採択されるよう、BR局長と密接に協力すること。

以下を主管庁に要請する。

ITU-R決議第55を考慮し、前述の緊急通信に関する準備活動に参加し、BRにそれらの情報を提供すること。特に、緊急及び災害救援無線通信に関する最新版の連絡先情報をデータベースに含めるために提供すること。

1　ただし、多くの国は、タンペレ条約を批准していない。

2　決議第646（WRC-15、改）は、法及び秩序の維持、人命及び財産の保護並びに緊急事態に対処する所掌機関及び組織によって使用される無線通信を指す“公共保護無線通信”並びに事故、自然現象又は人的活動のいずれによって起きるかを問わず、また、突然の発生又は複雑な長期プロセスの結果としての発生を問わず、人命、健康、財産又は環境に対して重大な広範囲に及ぶ脅威を与える社会の機能の深刻な中断に対処する機関及び組織によって使用される無線通信を指す“災害救援無線通信”をそれぞれ用語の趣旨とする考慮事項の段落を含んでいる。

3　http://itu.int/go/PPDR[4]　データベースへは、http://www.itu.int/ITU-R/go/res647で接続できる。

5　データベースへは、http://www.itu.int/ITU-R/go/res647で接続できる。

追　　決議第655（WRC-15）　時系及び無線通信システムを介した報時信号の配信に関する定義

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　無線通信部門（ITU-R）は、無線通信を介して報時信号を配信するための標準周波数報時業務及び標準周波数報時衛星業務の定義を所掌していること。

b)　国際度量衡局（BIPM）は、国際単位（SI）の１秒の設定及び維持並びに参照時系を経由した配信を所掌していること。

c)　参照時系及び無線通信システムを介した報時信号の配信は、参照時刻に対し追跡可能な時刻を必要とするアプリケーション及び機器にとって重要であること。

以下を更に考慮し、

a)　ITU-Rは、時間周波数諮問委員会（CCTF）の加盟団体であり、国際度量衡総会（CGPM）にオブザーバとして参加していること。

b)　BIPMは、ITU-Rの構成員であり、ITU-Rの関連活動に参加していること。

以下に留意し、

a)　国際参照時系は、多くの国で時刻維持のための法的根拠であり、大多数の国で使われている時系として事実上のデファクトであること。

b)　配信された報時信号は、電気通信で使用されるのみならず、多くの産業及び事実上あらゆる分野の人的活動に用いられていること。

c)　報時信号は、ITU電気通信標準化部門　（ITU-T）の勧告が取り扱う有線通信及びITU-Rが所掌する標準周波数報時業務を含む各種の無線通信業務（宇宙及び地上）の双方によって配信されていること。

以下を認識し、

a)　第26.1号が、「まだ、この業務が十分に供給されていない世界の地域にこれを普及するよう留意すべき」と述べていること。

b)　第26.6号が、「標準周波数及び報時信号の伝送の技術特性の選定に当たっては、主管庁はITU-Rの関係勧告を指針とする」と述べていること。

c)　現在の国際参照時系であるUTCの定義は、CGPMとの全面的な協力のもと、ITUの国際無線諮問委員会（CCIR）により1970年に完成した作業の結果であること。

d)　1979年世界無線管理委員会（WARC-79）が、無線通信規則にUTCを含めたこと。また、それ以降、CGPMの決議第５（1975）で全面的承認を受けたUTCは、電気通信網（有線及び無線）の主要な時系として、並びに他の時間を使うアプリケーション及び機器のために使用されていること。

以下をITUの無線通信部門に要請することを決議し、

1　ITU-RとBIPM、国際度量衡委員会（CIPM）、CGPM及びほかの関連機関との協力を強化し、各機関の専門知識に関わる対話を行うこと。

2　関係国際機関、関係産業界及びユーザグループへの構成員の参加を通じた協力関係により、現在及び将来の参照時系について、影響力と適用法を含めた様々な見地から今後より深く幅